

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年11月25日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 公安委員会規則

○富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 1

### 公安委員会規程

○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 2

## 規 則

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年11月25日

富山県公安委員会委員長 扇谷 一郎

### 富山県公安委員会規則第13号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則（昭和58年富山県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表警察相談課の項中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次のように加える。

- (8) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

### 附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

## 規 程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

平成28年11月25日

富山県公安委員会委員長 扇谷 一郎

## 富山県公安委員会規程第 6 号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）の項の次に次のように加える。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）	1 第 9 条第 1 項の規定による国外犯罪被害弔慰金等の支給に係る裁定の申請の受理 2 第13条第 1 項の規定による関係人に対する報告命令、物件の提出命令、出頭命令又は受診命令 3 第13条第 2 項の規定による公務所又は公私の団体への照会及び報告の徴収
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第23号）	1 第10条第 1 項の規定による国外犯罪被害弔慰金等の支給に係る裁定、裁定の申請の却下の決定の通知 2 第10条第 2 項の規定による国外犯罪被害弔慰金等支払請求書の交付

## 附 則

この規程は、平成28年11月30日から施行する。